

6 月 1 4 日 (第 1 号)

平成28年第2回豊能町議会定例会会議録目次

平成28年6月14日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3

（報告）

第1号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）	3
第2号報告	平成27年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	4
第3号報告	平成27年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件	4

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第1号承認	専決処分事項の承認を求める件（豊能町国民健康保険税条例改正の件）	5
第2号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町一般会計補正予算）	6
第3号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算）	26
第4号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算）	26
第5号承認	専決処分事項の承認を求める件（平成27年	

	度豊能町下水道事業特別会計補正予算) ……………	27
第 6 号承認	専決処分事項の承認を求める件 (平成27年 度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予 算) ……………	29
第 4 号議会議案	事務検査に関する決議案……………	33
(議案提案説明)		
第 2 3 号議案	豊能町教育委員会の委員の数を定める条例制 定の件……………	30
第 2 4 号議案	平成28年度豊能町一般会計補正予算の件……………	30
第 2 5 号議案	工事請負契約の締結について……………	32
散 会 の 宣 告	……………	34

平成28年第2回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成28年6月14日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	教 育 長 石塚 謙二
総 務 部 長 内田 敬	生活福祉部長 木田 正裕
建設環境部長 南 正好	上下水道部長 高 秀雄
教 育 次 長 板倉 忠	会 計 管 理 者 今中 泰行

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 東浦 進	書 記 吉澤 亘
書 記 増田 稔	

議事日程

平成28年6月14日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 1 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 4 第 2 号報告 平成27年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第 5 第 3 号報告 平成27年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件
- 日程第 6 第 1 号承認 専決処分事項の承認を求める件（豊能町国民健康保険税条例改正の件）
- 日程第 7 第 2 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町一般会計補正予算）
- 日程第 8 第 3 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算）
- 日程第 9 第 4 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算）
- 日程第10 第 5 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町下水道事業特別会計補正予算）
- 日程第11 第 6 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予算）
- 日程第12 第23号議案 豊能町教育委員会の委員の数を定める条例制定の件
- 日程第13 第24号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第14 第25号議案 工事請負契約の締結について
- 追加日程第1 第4号議会議案 事務検査に関する決議案

開会 午前9時30分

○議長（岩城重義君）

皆さん、おはようございます。

早速進めてまいります。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、改めましておはようございます。

議長より発言のお許しが出ましたので、平成28年第2回豊能町議会定例会開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましてはお忙しいところ定例会をお開きいただきありがとうございます。

豊能町も日中は新緑がきれいな季節で、また夜は蛍の楽しめる季節となってまいりました。また、先週の月曜日から、議員の皆様のおかげもあり、阪急バスの北大阪ネオポリス線の朝夕の箕面トンネル経由便が走り出しました。昨日、ちょうど1週間たったということで、ちょっと状況を見ましたら、4便の乗車状況を見ましたところ、いずれの便も全座席ほぼ埋まり、7時20分の余野発に至っては、満席に加えて多くの方が立っているような状況も見られまして、トンネル経由便の認知度も順調に高まっていることがわかりました。まずは順調に滑り出しているかのようで安堵いたしましたところでございます。これからも状況を見ていきたいと思っております。

さて、今回提案させていただいております案件につきましては、条例制定が1件、補正予算が1件、承認が6件、報告3件、

その他1件の合計12件でございます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

広報特別委員会より、今会期中における写真撮影の申し出があります。申し出どおり写真撮影を許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番・井川佳子議員及び6番・高橋充徳議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間としたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月24日までの11日間と決定いたしました。

日程第3「第1号報告 専決処分の報告の件」の報告を求めます。

板倉教育次長。

○教育次長（板倉 忠君）

第1号報告、専決処分の報告の件につきまして御説明申し上げます。

豊能町立吉川中学校野球部の部活動中に係る事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年5月17日に専決処分いたしました和解及び損害賠償について、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

専決第7号、事故の概要でございますが、平成28年4月15日金曜日午後5時15分ごろ、東ときわ台1丁目1番地の路上におきまして吉川中学校野球部がランニングをしていたところ、部員が歩行中の相手方と接触し転倒させ、頭部に創傷を負わせたものでございます。

相手方は、豊能町ときわ台5丁目6番地の4、夏目武さんでございます。

和解の内容は、町の過失割合を100%とし、相手方の治療費等の費用として6,390円を損害賠償金として支払うもので、平成28年5月17日に和解いたしました。

なお、今後は細心の注意を払ってクラブ指導を行うよう指示いたしました。まことに申しわけありませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第4「第2号報告 平成27年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

おはようございます。

第2号報告、平成27年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費の地域

ぐるみの定住化促進事業と、款6・農林水産業費、項1・農業費及び款7・商工費、項1・商工費の農×観光戦略推進事業については、国の平成27年度地方創生加速化交付金に係る補助対象事業で、いずれも年度内に事業を完了できないため、3月議会において繰越明許費の承認を得て全額を繰り越したものでございます。

次に、款3・民生費、項1・社会福祉費の社会保障税番号制度対応システム改修事業、款8・土木費、項2・道路橋梁費の町道等維持補修事業、法定外公共物維持管理補助事業、成人健康増進事業、項4・河川費の準用河川等維持補修事業、款10・教育費、項1・教育総務費の、子ども・子育て支援システム改修事業、項2・小学校費の小学校施設整備事業、款13・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業については、年度内に事業を完了できないため、3月議会において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。款10・教育費、項1・小学校社会科副読本改訂事業、款13・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費の耕地災害復旧事業は、12月議会において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（岩城重義君）

日程第5「第3号報告 平成27年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第3号報告、平成27年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

款4・衛生費、項2・清掃費のごみ処理基本計画策定事業でございますが、平成27年度の予算現額は261万4,000円でしたが、支出済額及び支出見込み額が79万3,800円であったため、残額の182万200円を繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（岩城重義君）

日程第6「第1号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第1号承認、専決処分事項の承認を求める件（豊能町国民健康保険税条例改正の件）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、豊能町国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例の制定を3月31日付で専決処分いたしましたので、議会に報告し承認を求めますのでございます。

それでは、概要及び新旧対照表をあわせてごらんください。

今回の改正は上位法令等の改正に伴うもので、主な内容は課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

まず、課税限度額の引き上げですが、基礎課税額に係る限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるもので、これによりまして課税限度額は、今回改正しない介護納付金課税

額に係る限度額16万円と合わせて85万円から89万円となります。

次に、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げ、拡大するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は平成28年4月1日からとし、平成28年度以後の年度分に適用するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾議員。

○12番（高尾靖子君）

この引き上げによって影響を受ける方の件数、また影響額というんですか、その点についてお伺いいたします。

○議長（岩城重義君）

暫時休憩いたします。この場で休憩願います。

（午前9時42分 休憩）

（午前9時42分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

お答えいたします。

限度額に係る分については43名の納税者の方に影響があると思われま

○議長（岩城重義君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

件数は少ないようには思えるんですけども、しかし今、所得がどんどんと低くな

ってきている人も多いわけですがけれども、そういうもとで限度額を引き上げていくことは、やはり多少なりとも影響が、負担の影響が出てくるということでございますけれども、その点については検討されたのでしょうか。お伺いします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

2点あると思われまして。1点は、所得の高い方については国等の法令の改正によりまして限度額は引き上げられます。しかしながら先ほど説明いたしましたように、低所得者の国民健康保険税の軽減措置については、先ほど申し上げたように、被保険者1名当たりに乗ずる金額を26万円から26万5,000円に引き上げて拡大することとなります。また、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げ、結果、軽減措置は拡大されます。以上のようにこの制度はどのように、議員御指摘の意図の、意図といえますかそういう趣旨も踏まえた改正でございます。

以上です。

○議長（岩城重義君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

この上位法に基づいてということですがけれども、やはり国からこういうことを言ってきてることと思うんですけども、今後の国保広域化に向けてのそのことにも関連してこういう税条例、保険条例が改正いう形で出てきたのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（岩城重義君）

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

お答えいたします。

本件の改正は、30年度から始まる広域化とは直接関係はございません。今現状での措置の改正でございます。

以上です。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（多数起立12：1）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって、第1号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7「第2号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第2号承認、専決処分事項の承認を求める件（平成27年度豊能町一般会計補正予算）について御説明申し上げます。

国や府からの譲与税、交付金や補助金、負担金の中には、その金額の確定が年度末にならざるを得ないものがあり、また、町の一般会計予算におきましても年度末まで確定しない事務費、事業費など、3月議会にお諮りすることのできなかった歳入歳出予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分いたしましたので、その内容を同条第3

項の規定により報告し御承認をお願いする
ものでございます。

それでは、お手元の専決第2号、補正予
算書の1ページをお開き願います。

平成27年度豊能町一般会計補正予算
(第8回)でございます。

第1条といたしまして、予算の総額から5,
759万9,000円を減額し、総額を68
億2,187万6,000円とするものでござ
います。

続きまして、第2条の地方債の補正でご
ざいますが、8ページ、9ページをお開き
願います。

8ページ、9ページの「第2表 地方債
補正」に記載しております8事業につきま
して、事業の実績に合わせて起債の限度額
を減額するものでございます。

それでは今回の補正内容につきまして、
まず歳出から御説明申し上げます。なお、
今回の補正は事業費確定に伴い不用額を減
額するもの及び歳入の確定に伴い財源を振
りかえるものでございますので、それらに
ついては説明を省略し、不用額と財源振替
以外のものについて説明いたします。

30ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目
1・一般管理費の7. 基金管理事業でござ
いますが、そのうち償還金の6,700万円
は土地開発基金からの借入金を返済するも
のでございます。

次に退職金等引当基金積立金につきまし
ては、余剰金が出ることから積み立てるも
のでございます。

また、ふるさとづくり基金積立金につき
ましては、一般寄附金及びふるさと納税分
を積み立てるものでございます。

それ以外の各基金につきましては、基金
の運用により生じた利子相当分を積み
立てるものでございます。

次に39ページをお開き願います。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目
1・保健衛生総務費の3. 国民健康保険特
別会計診療所施設勘定繰入金事業につつま
しては、赤字が生じるため、赤字を補填す
るものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

13ページへお戻り願います。

歳入につきましても実績の確定に伴うも
のでございますが、そのうち主なものにつ
いて御説明申し上げます。

13ページの地方揮発油譲与税から17
ページの交通安全対策特別交付金まででご
ざいますが、それぞれの交付金の確定に伴
う補正でございます。

なお、このうち14ページの配当割交付
金及び株式等譲渡割交付金につきましては、
株高等により府民税が増収となったことに
伴いそれぞれ増額するものでございます。

また、15ページの地方消費税交付金に
つきましては、消費税率の引き上げに伴い
社会保障財源分が増となったことに伴い増
額するものでございます。

次に19ページをお開き願います。

款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、
目1・総務費国庫補助金、節2・企画費国
庫補助金の2. 地方創生加速化交付金につ
きましては、農×観光戦略推進事業の一部
が不採択となったことから減額となったも
のでございます。

次に22ページをお開き願います。

款15・府支出金、項2・府補助金、目
1・総務費府補助金の節6・支所費府補助
金でございますが、市町村振興補助金が吉
川支所改修工事及び旧吉川幼稚園解体工事
に対し交付されたものでございます。

次に25ページをお開き願います。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目

1・財政調整基金繰入金及び目2・文化振興基金繰入金については、今回の補正予算で余剰財源が生じたことにより減額するものでございます。

目3・ふるさとづくり基金繰入金については、実績に応じて減額するものでございます。

次に26、27ページの町債でございますが、先ほど8ページ、9ページの第2表で申し上げたとおり、実績に合わせて減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

福岡議員。

○11番（福岡邦彬君）

11番・福岡でございます。

私は議会ごとたびたび申し上げておりますが、この一般補正予算というのは専決で毎回やられております。私は専決というのは、例えば今回の1号議案のように、議会から町長に与えられた権能・権限に対しては文句言う気はありませんが、100万円までの保証金については文句ありませんが、このような6,000万円にかかわるような補正というのは毎年、去年は1億3,000万円でした、出ておりました。しかも7件ありました。その前も5件、今回も5件あります。僕は本当にこれでいいだろうかという感じを持っております。

そこで質問します。今、総務部長から5,759万9,000円を減額しというお話がありました。ページ数30ページの中で、7番の基金管理事業の中で、償還金6,700万円を処理して戻すというお話がありました。こんなん、先ほどこの補正予算につくるといふ形の中で、年度末に集中したか

らその調整しているというのとどうかかわりあるのか。こんなの早くからわかっておったと思うんですよ。その点について御説明願います。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず専決の件でございますが、これはもうたびたび福岡議員からも御指摘を頂戴しておりますが、やはり年度末、3月31日にならないと確定しない歳入歳出でございますので、この点はお許しを頂戴いたしまして専決補正をお認めいただきたいというふうに思います。

それから償還金の6,700万円の件でございますが、これは土地開発基金から一般会計が6,700万円を借り入れているというような状況でございます。借り入れた原因はふれあい広場を購入する際の不足金を基金から会計が借り入れてそのままに放置されておったというものでございまして、いずれは6,700万円を償還しなければならないというような事情がございました。それでいつ償還するかというようなことでございまして、いつも余剰金が生じるたびに基金に積み立てておったわけでございすけども、基金に積み立てると土地開発基金に償還することは意味が同じであろうというようなことから、積み立てのかわりといたしまして土地開発基金への償還、返済に充てたというようなものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（岩城重義君）

福岡議員。

○11番（福岡邦彬君）

そうしますと、今の御説明では、年度末云々とは関係ないだろうと僕は思うんです。たまたま金が余ったからここで精算しとこ

うと。こんなの3月議会の当初予算でもわかる問題じゃないですか。わからないんですか。いかにも雑駁な感じしますよね。

もう1点、19ページですが、詳細の2・地方創生加速化交付金2,000万円、これもたびたび、きのうの全協でも話になりましたが、これについても本当に3月31日までにしかわからなかったのかどうか、本当に疑問です。正直なところ、これらのことをやるのは3月31日にならなきゃできないんですか。わからないんですか。お答えください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

説明の冒頭でも申し上げましたが、3月議会にお諮りできなかったもの全てについて、3月31日までにわかったものを専決補正させていただいたというようなものでございます。このたびの加速化交付金の内示は、私の記憶では議会の最終日の翌日に内示があったというふうに記憶をしております。

○議長（岩城重義君）

福岡議員。

○11番（福岡邦彬君）

そうすると、議会としての反省点として、今後3月議会のときは、少なくとも途中でことしみたいに24日でやめず、わずか1週間でこういう六千何万円のごっつ大きなページになるような補正を組むならば、31日までやる。あるいは4月越してもやるという形をとらざるを得ないのかなと思いますけど、これでも解決しますか。しないんですか。総務部長ちょっとお答えください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

このたび補正予算書を調整しておりますが、補正予算書の調整ができる範囲でもしも3月31日まで議会を開いていただけるならば、そのときに間に合う範囲での補正予算書の調整はできるものというふうには考えます。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

橋本議員。

○4番（橋本謙司君）

橋本です。おはようございます。何点か質問します。

まず19ページの、先ほど出てました地方創生加速化交付金2,000万円、この点については趣旨というのは十分理解してますけども、2,000万円減額となり、もともと高山幼稚園の改修を考慮しておられたということですけども、これを当然交付金が受けられないとなった今、今後の方針というか方向性をどのように考えておられるのかということが1点。

昨日の全協の中でも高山の観光客がふえてきているのでという話もありましたけども、それがどの程度ふえてきているのかということをお聞きしたいと思います。

あと、16ページの地方交付税のところですか。聞きたいのは特別交付税なんですけど、今回補正はありませんが、昨日から話を聞いていると、ダイオキシンのこの処理の問題については大阪府からも疑義、疑念を持たれておって、早々に報告するようというふうに言われているけれど、まだその手元に資料がないという御説明がありました。ただ、こういうふうな補正を組むときに、それが減額できたのかどうかというのはわかりませんが、まず1点、このダイオキシン対策についてのこの交付税の件ですけども、特別交付税の性質について。もと

もとこれ6,700万円受けてましたけども、これが仮に安価で処理され、もし1,000万円で処理できてたら、その残りの5,000万円というのは返還しなくていいものなのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

あと、昨日からあった、大阪府からの指示に対応するという話がありましたけども、当然もうお金を支払われてるので、それは何をもって支払ったのかと。これは当然負担金としてうちが施設組合に出してますから、それを施設組合にどのように指示してるかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

南建設環境部長。

○建設環境部長（南 正好君）

おはようございます。

高山幼稚園の件でございますけれども、あの交付金は確かにつきませんでした。しかしやはり必要な整備と町は考えておりますので、予算をいただいております中で全額を使うわけではなしに、必要最小限の整備をしていきたいと考えております。

また、今どのようになっているかということなんですけれども、週末には20人弱のお客様が大体来られているというようなことを把握しております。それからサイクリングの方が非常にルートのいいということで、常にもう土日はかなりの数の方が来られてますので、整備をすることによってその方々も取り込めるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

特別交付税のことについてお答えを申し

上げます。

特別交付税の性質ということで、もしもダイオキシン処理が安価で終わった場合、その差額は返還する必要があるかという御質問でございますが、これについては返還をなささいというような手続は基本的にはございません。

それから、支出について組合への指示はというようなことでございますけども、町といたしましては組合からの請求に基づいて負担金という形でお支払いをします。あとはその負担金を組合がどのように支出するかについて特段指示をすることはございません。

○議長（岩城重義君）

橋本議員。

○4番（橋本謙司君）

まず1点、先ほどの高山というか地方創生加速化交付金の件で、先ほど週末20人ぐらい、サイクリング客を見込めばというお話ありましたが、これは当然その辺も評価をされてこの交付金に手を挙げられたというふうに思いますけども、ただやっぱりよくよく考えていただきたいのは、サイクリング客来られるけども、実際ほんならあこに野菜を売るようにしたって、サイクリング客野菜買うのはまずないですよ。それ見たことない。重たいもの持って帰るなんて。やっぱりジュース飲むぐらいがええとこやと思いますよ。あこらしい自販機がたくさん並んでるからそこらで買うほうが多いんじゃないかなと。あえて、これ2,000万円とはいかないやろうけども、そこまでの投資をして本当にやる価値があるのかというのはやっぱりよく考えていただきたいなと思うし、もともと、昨日も申し上げたけども、あの議案が可決されたときも相当な皆さんの意見が付されて可決になったということだけは忘れてほしくないなとい

うふうに思いますので、しっかりとそのあたりの評価をして、投資をどうするか、優先順位をどうするかということはしっかり考えていただきたいなと思っています。

あと、ダイオキシン対策の件。部長がおっしゃった、返還については基本なくていい、これについてはちょっと、きょう、またしかるべきところに確認をしようと思っておりますけども、多分今おっしゃった2点、基本返さんでいい、これはやっぱりしっかり当然行政から申請をするときにある程度の積算見積もりをし、それが適正に処理されるであろうという前提のもとでそうなってるんだと思うんですよね。例えば今、内田部長がおっしゃった施設組合に負担金を出した、それがどう使われようがそこはチェックしてませんと。それはしっかりと適切に処理をされてるだろうということやからチェックをしなくていいということやと思うんですよね。ただ、大阪府が疑念を持たれてるようなことやのに、それを施設組合に対してしっかりとその書類を提出せよと言わないのは、僕は行政の怠慢やと思っています。あってしかりやし、大阪府が新聞で知って、それを豊能町に問い合わせ、僕が5月20日の日に大阪府に問い合わせたけどもそのときにもまだまだ報告ありませんっていうふうな状況。それ町の姿勢として大問題ですよ。会計がしっかりと適切に処理をされてるかどうかというのは僕は見るべきであるというふうに思うし、そんなことは出して当然やというふうに思っておりますけども、その点について総務部長と会計管理者にお聞きします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず特交の返還の件でございます。これ

は先ほど議員もおっしゃったとおり、行政の積算が正しいことを前提に交付されてる、これはもう間違いのないことでございます。きのうも全協で少し申し上げましたが、1月の時点で時点修正という、そういう手続きがございます。大体特別交付税の需要額といえますか必要額は夏から秋、8月・9月に行うものでございまして、その時点でもう額は確定するというような、こんな仕組みになってございますから、それ以降変化があるかないかの調査みたいなものは1月にあると。大きな変化がなければ調査の報告はもうしないというような、そんなことになってございます。このときに大きな変化があったところで、追加で交付をいただくとか返還をするとか、そんな手続はないんですけども、これまで私は経験はございませんが、ひょっとしたら大きな差があって、例えば6,000万円もらったのに1,000万円で済んだと、5,000万円もらい過ぎということが起こった場合は、翌年度とか翌々年度の特別交付税で調整をされることはあるかもしれないなと思います。それはそんなルールになっているのかもしれませんが、豊能町においてはそのような経験は今のところございません。

それから、組合への書類の提出の指示でございますけども、これは大阪府の市町村課から4月の末に書類を出すように指示をいただいて、直ちに組合のほうには伝えまして、大阪府に書類を提出する必要があるもので町のほうに出すようにというようなことを申し上げましたが、それについて組合は答えてくれていないというような状況で、書類の提出そのものは組合に私のほうから要請はしてございます。

○議長（岩城重義君）

今中会計管理者。

○会計管理者（今中泰行君）

施設組合への負担金については、施設組合からの請求書に基づいて適正に決裁されたものと判断しまして支払ったものでございます。

○議長（岩城重義君）

橋本議員。

○4番（橋本謙司君）

この点はまた一般質問等々踏まえてしっかりと追及していきたいなというふうに思ってますけど、やっぱりその辺、今、部長がおっしゃっていただいた施設組合のほうには指示をしています、それが出てきません、それはやっぱりだめだと思いますよ。そこはやっぱりうちが負担金を出してる以上、出せない理由が何なのか。普通じゃないと思いますけどね。しかも金はもう支払ってる。支払うためには当然そのような書類というのがあはず。今、会計管理者が請求があったとおりの書類に基づいて支払いましたとおっしゃってる。その当然処理をした証拠、書類なんてのはあって当たり前やし、出せるはず。それが、処理が2月下旬、中旬から下旬にされたと言うてますけども、それからもう4カ月がたっても出てこないというのは、これ本当に、どうかはわからへんけども、やっぱりいろいろな推測されますよ。そこにやっぱり非常に僕は大きな町の怠慢があるというふうに思いますので、答弁は要りませんけども、この点についてはこの6月議会ですっきりと説明ができるようお願いしたいと思うし、仮にきょう終わってもう一遍再度、きょう議会でそういうふうなことを受けたから至急出せというふうなことを言っていただきたいというふうに思いますけどいかがですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

大阪府からの指示にはなるべく早く答えたいというような思いを持っておりまして、日々、組合のほうには大阪府に出す書類を調べてほしいということは、これからも要請してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

西岡議員。

○13番（西岡義克君）

16ページの、今、橋本議員が質問された地方特別交付金に関連してでございますけども、先ほどから、組合からに対する負担金であると。だからその請求されたものはその割り当てられた七十何%の分は無条件に出すんだと。それは制度上それでいいのかもわかりませんが、ただ、ここにおられる議員さん全員が御承知やと思うんですけども、今回のこのダイオキシンの処理に関しては豊能町が処理したと皆さん確認といたしますか認識していると思います。はっきり言いますと、町長の命令かどうかは知りませんが副町長が動いたと、現地にも行ってるということはもう確認されているわけです。私の認識でもそういうふうに思っておりますし、組合はほとんど動いていないというふうに私は認識しております。そうすれば、豊能町の町の行政の責任と議会の責任が大きいと思います。これが何ら説明もなく、こういう専決処分というふうな、どちらかといえば違法に近いんじゃないかなというような気もするんですけども、制度的には大丈夫だという話でありますけども、これ、町長の、要するに説明責任が問われると思います。町長は、まちづくりは協働ということをおっしゃるんですけども、協働というのはやっぱり情報を共有して初めて協働でありまして、その問題の対処、処分、問題解決に向けて動けるわけでありまして。その情報の共有がほとん

どされていないにもかかわらず処分、処理してしまっただけです。この点に対して法的な責任はあるのか、また道義的な責任があるのか、その辺、町長お答えいただきたいと思いません。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

別に法的、道義的には私は責任はないと思っております。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

責任はありませんとおっしゃいました。

責任はありませんと言われました。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

西岡議員。

（発言する者あり）

○13番（西岡義克君）

道義的にも法的にも責任がないというふうに断言されたわけでありまして。そうすれば、住民さんから預かったお金を何の報告もなしに町長の独断と偏見で処理したと、使ったということです。私は町長のポケットマネー使うんやったら好きなようにしたらよろしいよ。ただ、皆さんの税金を預かってる、その税金の使い方について何ら報告がなくその処分してしまったということに対して、道義的な責任も負っていないと、感じていないと、そういうことに対して、我々議会としては何を考えてるんだと、我々にも責任があるんです、これ、はっきり言うと、豊能町が処分したんですよ。豊能町の議会と行政の責任は大きいんですよ。我々でも道義的な責任も感じてますよ。一日も早く処理しようと、全議員の念願です

わ。それを勝手にそういうことをして、道義的な責任も感じてない。どこからそういうあれが出るのか私はよくわからないけど。だから、行政マンも、もうほっとけやと、我々に責任来たら困ると、町長の責任やないかと。そういう行政と町長との協働体制もできてないんですよ。何の問題が解決できるんですか。このことに対しては一般質問をいろいろな人するでしょう。それと建設のほうにも委員会のほうにも出ると思いますけども、きちっと住民に対して責任ある答弁をしていただくように要望しておきます。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

永並議員。

○9番（永並 啓君）

まず、地域加速化交付金の2,000万円の減額ですね。これがだめだった原因は何とお考えになってるのか、どういうふうに分析されているかお聞かせください。

それとダイオキシンの補助金ですか。交付金か。この問題なんですけど、内田部長は例えば、今、橋本議員の答弁で、安く処理できたとしても返還義務はないということをおっしゃいましたけど、これが一般廃棄物を産業廃棄物に切りかえて処理をされてますよね。そういったことになると、世間一般で、例えば土壌の処理をこれまで豊能郡環境施設組合でされてきましたよね。4,000本のドラム缶の処理ですよ。そのときも産業廃棄物で処理してます。そのときの費用と比べて今回の費用っていうのが余りにも高いんじゃないか、どういう根拠をもとにその金額が出されたのかというところが非常に不透明になってきます。そこら辺を考えて、もしかしたら本当は安くできたのに、丸々同じ、一般廃棄物と同額の金額を払ったんじゃないのかというふうに思

われても仕方ないわけですね。そこら辺でそういったことがあったとしても、何の報告ですね、義務はないのかそこだけお聞かせください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず1点目、加速化交付金の2,000万円の減額といいますか不採択の理由でございますけれども、加速化交付金につきましては基本ハード整備は認めないということでございましたが、ただ、ソフトの事業とハードの事業を両方やる場合、そのソフトの事業をするためにどうしても必要なハードの事業、これはソフトの一部ということで認めますというようなこのようなルールとなつてございます。このたびにつきまして2,000万円についてはハードの事業ではございますが、高山を中心とする農×観光推進事業全体として必要であるというようなことで、内閣府の担当と本町の担当が調整をずっと続けてまいりまして、これならばいけるであろうということで上程をさせて、計上させていただきましたが、結果的にハードの事業についてはもう全国一律認めないというようなことになったというふうに聞いておりまして、大阪府内の各自治体におかれてもハードについては認められていないというようなことも聞いているところでございます。

それから、特別交付金、特別交付税の件でございますけれども、このたび大阪府からの指摘は、契約金額、支出金額がわかるものを出しなさい、それから、処理が完全に終わっていることを証明するものを出しなさい、この2点について指示を受けているものというふうに理解をしておりまして、今、議員の御指摘の一廃か産廃かの違いで

あるとか、その点については、市町村課でございますけど、市町村課はそのような指示は、私のほうには来ていないというようなものでございます。したがいまして、一廃だから高いとか産廃だから安いとか、そのような議論は今のところ市町村課と財政、我々のところではしていない状況でございます。したがいまして、その報告をするのかしないのかということについては、その一廃か産廃かの報告は求められていない。恐らくこれは組合のほうで、大阪府の環境のセクションがございまして、そちらのほうに報告をするものというふうに私は認識をしております。

○議長（岩城重義君）

永並議員。

○9番（永並 啓君）

まず、加速化交付金のほうですけども、やっぱりこの、ハードは一律だめってなつたと言われてますけれども、僕はもうハードの側面が強かつたんだろうなというふうな認識をしてるんですよ。これまでずっと高山を中心に、すごいアクセスも考えて、壮大な、豊能町の中で高山を中心に盛り上げていくんだっていうような雰囲気になっていたのであれば、かなりハードの面についても、かなり一部になってしまう。でも今回出された、昨年出されたのは、地方創生の加速化交付金があるから取つてつけたようにっていうような認識のところ、印象が強いんですね。先ほど部長の答弁でも、漠然とサイクリング客は見込めるだろうと。でもやはり橋本議員言うように、サイクリング客は絶対すごい身軽な格好で来ますから、そういう野菜とか買って行くことありませんし、何となく効果はあるよっていうことはすぐおっしゃるんですよ。でもその緻密な計算とか、そこに積み上げていく根拠みたいなのが非常に乏しいんです

ね。だから僕、誰も説得できない。議会でも委員会でもすごいもめましたよね。そこは本当にそれを説得できるだけの、僕、ビジョンなりが全く示されてない、そこが一番問題やと思いますよ。そのことについては町長、どうお考えかお聞かせください。

それと、ダイオキシンのことですが、なぜ大阪府敵に回すんですか。大阪府から求められた資料をすぐ見せない。何で大阪府からの信頼をなくすような行為をされるというのが理解できひんのですよ。町村の場合いろいろな補助金で府経由できますよね。そうしたら府の判断、非常に重要ですよね。これまでも、いいか悪いかは別として、副町長のポジションというのは大阪府からも呼んで来ていただきましたよね。そういった中で大阪府から報告なくて疑念を抱かせるような行為をするというのが僕は理解できないんですよ。町長、あなた町長であると同時に施設組合の管理者ですよ。そのことについてなぜすぐされないのかお聞かせください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

大阪府への話につきましては、これはもう施設組合の中でも話ししておるところですけども、この組合の議会の中で処理の経過等について説明し理解を求めてきたところですけども、特にその中で業者名を明らかにしなかったことから説明が十分にされてないということで、議会から監査委員に対して監査を求められることになったところです。また、町議会の全員協議会でも同様の説明をさせていただいたところ、説明が不十分だという同じ指摘をいただいておりますが、この間業者名は明らかにしていな

いことから不審に招くことにもなっており、業者名については今後組合において議会から求められている監査の結果もこれを踏まえながら、そういった取り扱いについて検討していきたいと思っておりますので、その監査の結果も踏まえて大阪府への説明についてはしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

南建設環境部長。

○建設環境部長（南 正好君）

高山幼稚園の整備につきまして、私先ほどサイクリング客ということで申し上げました。これはただ単にそういうふうに行き当たりで言ったわけではなくって、あそここのところで確かにサイクリングの方がいっぱい来られてその方に聞き取りもしております。聞き取りをしましたら、こういうところで休憩したいんだということ、それから休憩したときに甘いもんが欲しいんだということなんです。ですからあそこで直販所ができたときに、例えばぜんざいをつくるとか、そういうようなことをするとその販売につながるなというふうに考えておりました、そういうサイクリングの方も取り込みたいというふうに思ったところでございますのでよろしく申し上げます。

○議長（岩城重義君）

永並議員。

○9番（永並 啓君）

まず高山のほうですけども。やっぱりもうちょっと綿密なものを練らないと。何か高山の活性化って最近民間の住民の方が右近で盛り上げてそれに町が乗っかって、どっちかというともう町は待ちの姿勢ばかりなんですよね。ちょっとサイクリング客もふえてきてますけど、それ町がしかけたわ

けでも何でもなくて、何もない中でサイクリングが日本全国でブームになって、こういうところ走ればって走ってきてるわけですよ。もうちょっと、それを先を見越してこういうことをしかけたらここを、本来なら通らないルートだけでも高山寄ってくれるんじゃないとか、そういうふうにしかけるように考えてかないと、そんな行き当たりばったりのことやっててもすぐしぼんでいきますよ。ブームなんてどこまで続くかわかんないですから。そこはもうちょっと、そのときも、委員会のときも加速化交付金があるからというところがあるのが非常に強かったというところがあるので、予算化されてるので多分していくというおつもりなんでしょけど、本当に考えていただきたい。今のままじゃ多分効果ってなかなか出てこないと思いますよ、本当に。これはもう指摘しておきます。

それと、町長、先ほど西岡議員の説明で責任はないと言いましたけど、その、今、答弁された内容、説明が不十分で議会から監査されてる、それが道義的な責任っていうんですよ。わかります。道義的な責任っていうのは、今、舛添都知事がよく言われてますよね。法的には違法じゃないけども不適切だとか。それでいろいろ、今、集中審議やって朝からその番組ばかりですよ。集中審議されて基本的に説明ってほとんどないわけですよ、具体的な部分を。それが道義的なところっていうんですよ。だから今の町長は全く説明されてない。それが証拠に監査とかもかけられてされたわけですよ、施設組合のほうで。それをしてないということが道義的な責任があるということなんです。

(発言する者あり)

○9番(永並 啓君)

それで、監査の結果を待って大阪府に報

告するっていうことですけど、それはもうこっちの都合でしょう、勝手な。勝手なこっだけの理屈でしょう。大阪府そんな言われてますか。大阪府から、今そちら監査を受けてる状態ですね。じゃあそれを待って報告してください。それまで待ちますわって言うてくれてます。違いますよね。すぐ報告しなさいじゃないんですか。すぐ報告すべきだと思いますよ。それが紳士的、行政としての正しい姿だと思いますよ。こんなところで上にけんか売ってどないするんですか。今後いろいろな面で大阪府の信頼なくしたらやりにくくなるって理解できませんかね。もう一度、再度答弁、本当お願いしますよ。

○議長(岩城重義君)

答弁を求めます。

田中町長。

○町長(田中龍一君)

お答えいたします。

大阪府に対しては環境部等を通じて、そこから市町村課という話も、そういったルートもありますし、そのあたりについては全く話をしてないというわけじゃなく、状況等について。

(発言する者あり)

○町長(田中龍一君)

いえ、一定の話はしてますけれども、まだそれが十分ではないということでは言われているところでございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

○議長(岩城重義君)

御静粛に願います。

暫時休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長(岩城重義君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

別の件で質問いたします。19ページの
税務費、総務費国庫補助金のところで、社
会保障税番号制度関係事業費の国庫補助金
なんですけども、これ791万5,000円
と、それと4番の戸籍ですね、区分の、節
のところ、返金、補助金の減額をされて
いるんですけども、この2点ですね。一
つ目は、豊能町にとっては現在このマイナ
ンバーについてのトラブルというのは起こ
っていないのか。それと、この57万8,0
00円の減額というのはどういうことなの
かお聞きしたいと思います。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今回の補正額でございますが、これは当
初予定しておりましたマイナンバー関連の
補助金について、実績に応じて増額となっ
た部分を増額し、減額となった部分は減額
をしたというようなことでございまして、
それぞれ住基の分、税務の分、中間サーバ
の分とか、児童手当の分、年金の分、いろ
ろございまして、その合計額がこのたび
の補正後の金額、総務費国庫補助金で申し
上げますと3,749万5,000円になった
というようなことでございます。

声、ちっちゃいですか。

（発言する者あり）

○総務部長（内田 敬君）

このたびは当初の額よりも追加でとい
いますか、実績に応じて交付された分を増額
ということで補正をしたと。減額された分
は減額をしたというようなことでございま
して、そのマイナンバーについてそのトラ
ブルがあったとかなかったとか、そういう

ものは原因ではないということでございま
す。私からは以上でございます。

○議長（岩城重義君）

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

お答えいたします。

先ほどの議員の御質問につきましては、
トラブルは私どものほうには聞いておりま
せん。また現場のほうではないというこ
とでございます。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

川上議員。

○14番（川上 勲君）

16ページの地方特例交付金、これに関
してこれは施設組合へ持っていく金だと思
いますけれども、この金を使うのに。

（発言する者あり）

○14番（川上 勲君）

違う。

（発言する者あり）

○14番（川上 勲君）

そやからおうたるやないか。

（発言する者あり）

○14番（川上 勲君）

ここか。ちやうやんけ、ここやないかい。
違うたことを教えたらあかんわ。

（発言する者あり）

○14番（川上 勲君）

ごめんなさい。17ページの特別交付税、
6,885万6,000円、この金を使うため
に、町長は、管理者としてではなく、町長
として、施設組合に関係のない副町長に指
示をして、三池製錬へ行って、全てのこ
とを処理されて、帰ってきて町長に報告され
たと。まさか管理者に報告はされてません
わね。町長の命令で行ってるので。だから
豊能町長はこの豊能町の議会に、報告され
たことを明らかにする責任があると思いま

すけれども、町長はいかにお考えですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

今の件につきましては、先ほど来言っておりますように、施設組合の話の中でもありますし、町長という立場もありますけれども、今、施設組合の中でもそういったことで監査ということで今、受けておりますので、今この場ではお答えについては差し控えさせていただきます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

副町長は施設組合に何ら関係ありませんね。その副町長を町長は指示をして、豊能町の出張費、これを使って三池製錬へ行ってますわね。契約もしてる。ほんで一廃から産廃にしてる。持ち出してる。これを全て豊能町長として聞いているはずなんですわ。わざわざ管理者に報告する必要ありませんわね。例えば、たまたま豊能町長と組合の管理者が一緒やけども、これ違ったときに、豊能町の組合の関係のない副町長が向こうへ行行って話ししてきて、直接違う管理者に話ししまっか、報告しまっか。しまへんやろ。まず豊能町長である町長に副管理者は報告して、豊能町長から組合の管理者に報告するのは、これ当たり前の話ですわな。豊能町長はその内容を全て知っておられるわけですわ。知ってるということは、豊能町の出張費を使って行ってんねんから、この豊能町の議会に報告する義務があるわけですわ。そのことを町長、よく認識して、副町長が向こうでどこと契約して幾らのお金

で契約して、そして一廃を産廃にして処分したか。それをやっぱりここで報告してもらわんとぐあい悪いんですね。それが報告できんとなると、答弁拒否につながりませ。きちんと報告してください。お願いします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

これにつきましては、今、情報公開の話を言われているのかなと思うんですけども、これには。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

不開示情報ということがございまして、その中で。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

不開示情報ということがございまして、今回も、名前を伏せてということの条件で、そういった話の中で受けていただいたということもございまして、そんなこともありまして、私どもとしては不開示情報ということで、これは法人等の情報、それと国等協力関係の情報といったことで、この部分については、今、情報については控えさせていただいているといったところでございます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

いや、説明を受けたかどうかを聞く。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

元副町長からの。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

この際、暫時休憩します。
再開は、放送をもってお知らせします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○副議長（高橋充徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、川上議員からの質問に対しての町長の答弁から始めたいと思います。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

副町長については、町長である私から命令をして、指示をして行っていただきました。それに対しての私の報告、これについて川上議員聞きたいというお話だと思うんですけども、それにつきましては、申しわけございませんけれども、この話については非常に、先ほど来から話ししておりますように、事業者さんとの話もございますので、今この場ではお答えはできません。

以上でございます。

○副議長（高橋充徳君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

町長は、自分のポケットマネーで出張費を渡したり、何かしておったら、それは業者との約束で答えられへんといったら答えられなくてもええけども、住民の公金を使う出張されたんですわな。それで副町長は向こうへ行って、ほんで帰ってきて豊能町長に報告したわけですわ。それを、業者が名前言うてくれるなということで、約束で名前言われないうことがまかり通れば、公金を使うて全てのことできまんがな。相手が、いや、言うてくれるなと言うたらできるんちゃいまんの。それは町長としての責任感も何もないわけですわ。そない思われませんか。ほんで調整してまんねんって、それは難しいことを調整してするなら

別やけど、やったことを、起きたことを、事実を言うのに何の調整が要りまんねんな。どないして調整しまんねんな。推測すると、どない言うてだまくらかそうかなという調整はできますわ。だまくらかす調整は。町長は住民あるいは議会あるいは大阪府あるいは国、全部だまくらかす調整してまんのか。そういうぐあいにはしか聞こえまへんで。豊能町長として全て知ってんねんから、幾ら業者が言うてくれるな言うても、これは言う、名前を公表する義務もあるし、税金を使うてしとんねんから、義務もあるし責任もある。それが果たせなかつたら町長即刻やめなはれ。これは当たり前の話でせ。ちゃいまっか、町長。だから、この豊能町議会で豊能町長として副町長から報告を受けたことは報告する義務、責任があるわけですわ。それを果たさなければならぬ。果たしてください。お願いします。

○副議長（高橋充徳君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

こちらにつきましては先ほどと同じになりますけれども、要は。

(発言する者あり)

○町長（田中龍一君）

不開示、この部分については私の理解としては、不開示の情報ということで法人等の情報、国との協力関係の情報、こういった視点からも。

(発言する者あり)

○町長（田中龍一君）

私は、そういった観点からも現在お答えについては差し控えさせていただきます。ただ、これについては、今、施設組合議会に、施設組合でも監査で、今、見ていただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋充徳君）

暫時休憩します。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○副議長（高橋充徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長の答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど来お話し
してมาすように、これ今回、契約を結ぶに
当たりまして、業者名については伏せてほ
しいということで、我々も、これは窮状を
見かねて受けてくれたということもありま
すし、今の時点ではそういったお話で契約
もしておりますので、今の時点ではお答え
はできません。申しわけございませんけれ
ども。

以上でございます。

（発言する者あり）

○副議長（高橋充徳君）

暫時休憩します。

（午前11時15分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○副議長（高橋充徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

今、不開示についてですけれども、これ
確かに情報公開条例の中の引用で持ってき
ました。ですからここに当たるかどうかと
いうのは、それは疑問に思われることはあ
ろうかと思えますけれども、私の趣旨とし
ましては、当然ここは公開の場、住民の方
も見に来れる、傍聴も見に来れるという公
開の場でもございますので、私はこれにつ
いては同じような趣旨だということもござ

いましたので、この表現使わせてもらいま
したけれども、これが不適切というのであ
れば、そう理解いただいても構いませんが、
私といたしましては、申しわけございませ
んけれども、今の時点ではお答えについて
は控えさせていただきます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○副議長（高橋充徳君）

ほかに質疑ございますか。

野村剛志議員。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

1番・野村です。

議長の許しをもって質問します。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

同じ質問、同じ項目ね。17ページ、1
6と17ページのところの特別交付税につ
いてお伺いします。

今、テレビで都議会のことやってますね。
都知事のことをやってますね。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

ええ。もう一般質問あるから、質問すな
とも言われてますねんけどさ。ここで、議
会の任務って税金の使い道のチェック、そ
れから知事の二枚舌をちゃんと調べてほし
いっていうのが、これが要は今、新聞記事
で全国に出されていることなんです。議
会の任務というのは私たちが持ってるん
です。だから言われることというのはもう
至極当然なこと、それを感情的になって
しまうのもよく理解します。僕もほんまや
ったらここでわあわあ、議会、もう感情的
にやりたいけど、ずっと僕さっきから
「忍」て書いてますねん。ずっとこれ見て
やってますねん。でもそのぐらい、やっぱ
り住民の代表としてはみんなそれぞれ代表

で、やっぱり腹の立ってることいっぱいありますねん。

町長は町をまとめるんでしょう。それが任務ですよ。お仕事ですよ。こんなに議会騒がさしてどないしますねん。町長の答弁が悪いからこないなってますねんで。

事業をする中でお金を使う中で、それはそれを執行せないかんことに対して、要はいろいろ問題が生じるということで隠しはんのはわかります。だけど使ったお金はやっぱり説明せないかんと思いますねん。ちやいますか。だから皆さんが聞かれてるのは、これは僕、冷静に言うけれど、あなたのお金じゃないんですよ、税金って。だからそのお金の使い道は使ったこと、要は結果についてはちゃんと、ここの事業所でこうやって使ったって、それを報告してくれたら。別にそれをちゃんとしてくれたら、わきませんがな。よかったねって、みんな、住民の皆さんはダイオキシンなくなったことに対してよかったねって、一廃が産廃になろうと何であろうと、なくなったことに対してよかったねって拍手ですよ。それをさせれないのは町長の責任やと思います。管理者としてもあるけれど、あなたはここの町のまとめ役ですよ。それをせえへんからですよ。

使ったっていうその専決、報告の中で、どこにどうやって使ったかっていうそのことを報告でけへんかったら、専決認められへんていう話になりませんか。だからそれを皆さんおっしゃってるんやと思うけれど。それが不開示がどうのこうのっていうけど、それは町長も今の新聞とか見てわかってるはずや。都議会でもどないなってるか。ここまだみんな不信任言えへんだけましやと思ってくださいよ。いや、したって一緒だからですよ、はっきりいうて、秋選挙するから。

(発言する者あり)

○1番(野村剛志君)

今、僕が話したことについてどない思われます。

○副議長(高橋充徳君)

答弁を求めます。

田中町長。

○町長(田中龍一君)

お答えいたします。

こちらにつきましては一定の説明責任等はあるかと思っております。ただ、これは、この支出については議員も御存じのとおり、施設組合の議会のことも絡んできてますので。

(発言する者あり)

○町長(田中龍一君)

いえ、こちらから施設組合のほうに支出をして、施設組合のほうで御説明もし、今、監査ということになっておりますけれども、そういったこともございますので、説明責任というのはあるということは認識はしておりますけれども、まだこれについては施設組合での議論ということもまだ残っておりますので、まことに申しわけございませんけれども、これについては、今ここに出している情報、この金額、また処理をしたということについては御説明のとおり、今しておるとおりですけれども、情報については今現在、施設組合のほうで議論している以上のことについては、お答えは、申しわけございませんけれども差し控えさせていただきます。

以上でございます。

(発言する者あり)

○副議長(高橋充徳君)

野村剛志議員。

○1番(野村剛志君)

2回目の質問をします。

今の答弁は結局ずっと一緒ですねん。ほ

んで、別に組合議会のことを私、今、言っ
てません。僕も今、組合議会員だから、こ
こで組合議会の話はしません。あくまでこ
こでの予算の中で、予算の中でその組合に
払ったお金に対して聞いてますねん。だか
ら、よく御自身の管理者と町長との軸足を
しっかり使い分けてここで答弁せえへんと、
今、言われてることが論理破綻しておるん
ですよ。だから町長として組合議会に払っ
たお金の使い道についてちゃんと説明せな
あきません。中身のこと、組合議会がやっ
ている中身のことははっきり言うたらここ
で別にしゃべらんでもええのですわ。もっ
と言うたらね。そこを冷静に分けて話を、
説明をいはれへんから、皆さんここで組合
議会の話を、議論をしようとするんですよ。
議会の場でその審議するポイント、要点、
しっかりまとめてしゃべれへんからおかし
くなるんよ。

もう一遍聞きます。この予算については
どのような経緯で専決されたんですか。

○副議長（高橋充徳君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、施設組合の話を
除いたというか、もうそこは、そこでは一
定認めていただき、上がってきたものもご
ざいますし、私といたしましては、私自身
も管理者であり町長でもありますので、私
自身はきちっと処理できてるというふうな
認識のもと御提示させていただいておりま
す。ただ、情報が不十分という点は御指摘
いただいておりますけれども、私自身といたしましては、町長として
も適切にできてるものだと思っております
ので御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（高橋充徳君）

野村議員。

○1番（野村剛志君）

議会は、執行されたその事業について、
要は評価と監視をしています。間違っ
たことをされてたら私たちは間違っ
たまま、結局もう選挙前やからね。住民があと皆さん
判断するから、間違ってることをやって
るのははっきりいって見てますわ。指摘も
しませんわ、はっきりいうて。ちゃんとや
ったことに対しては評価したいから、ダイ
オキシンなくなったねって拍手したい。でも
それをさせてないのは町長ですよ。だから
僕、もうきょうは感情的にならんと黙っ
て見ます。住民の皆さんが判断するでし
ょう。私は常任委員会の委員長をしてま
すから、常任委員会の中でこれは予算の、
要は可決しておるわね。審議している
と思うから、そこでもう一遍皆さんに
問います。委員会の皆さんに。そのよ
うにやります。質問はもうこれで、以
上、しません。あしたからの一般質問
にも皆さんされるだろうし、常任の
ほうでまたちょっと協議のほうさせ
てもらいます。

以上です。

○副議長（高橋充徳君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

福岡議員。

○11番（福岡邦彬君）

11番・福岡でございます。

専決第2号、平成27年度豊能町一般会
計補正予算に反対します。

理由は、私はたびたびこの専決につ
いて、ずっと田中町長になってから3
月議会の一般予算の可決からわずか1
週間あるいは去

年は10日ぐらいでしたけど、で中でまたこんな大きな、一冊のページに及ぶような補正等はおかしいということをつたえたいと訴えてきました。専決というのは平成18年の法改正で議会を招集する時間的余裕がないことから明らかに認めるときとなっております。緊急を要する場合はと明確化された規定もございます。その中で先ほどの野村議員からも指摘がありましたように、専決という形で首長にそんなに大きな権限を与えていいだろうかという素朴な疑問でございます。これを認めれば何でもできます。私はこの先ほどからの補正予算と離れて、ダイオキシン処理の問題について何人かの議員の皆さん意見がありました。豊能町の議会はこの問題について、ダイオキシンの問題については処理については施設組合に任せているというようなお話もあります。しかし今回の大きな流れの中で、施設組合の契約に際して豊能町の現職副町長が豊能町の金を使って、町長の、あえて町長の意思を持って8月9日契約に向かっております。恐らく大牟田市でその契約書に基づいて三池製錬と契約しました。私はこの問題について施設組合といいながら、豊能町としては本当に大丈夫かと思っておりました。当然きちんとした契約の中で豊能町の責任を果たせる、処理できるという契約と違ってずっと信用してまいりました。私はそのことがこの豊能町の名誉回復、住民にとってどれだけうれしいことかと感じておりました。3月末に近づくと私はたびたび施設組合を訪れて、処理したならば祝電を打ってあげる、豊能町の悲願だということをやっておりました。ところが3月16日の予算委員会の中でも、3月31日までに処理できませんと豊能町長としての答弁がありました。ああ、できるなと思っておりました。祝電の文案も用意しました。その中で突然

に処理先が変わり、産廃が一廃とか一廃が産廃とかそんなふうでもいい。本当に処理されたかどうかについて、私は疑問に思っております。証拠がないからです。そして金の払い先もない。契約書も見せない。しかもその契約書は郵送で2月9日に送ってきた。そんなばかな話はないと思いました。こういうようなことの専決を許しておればほんまに何でもできます。皆さん、施設組合の議員の皆さんあるいは豊能町の議員の皆さん、本当に今、目を覚ますべきときじゃないですか。幸い東の大きな都市の首長さんもその波にさらされており、風前のともしびでしょう。しかし我が豊能町の町長は、大きな顔して不開示論というような形を出してきております。こんな信用できまっか。私はこの議会の権限に属する事項についての専決は町長の議会軽視であり、到底賛成できないことを、先ほど申した議員の皆様の方々に訴えて反対討論いたします。

以上です。

○副議長（高橋充徳君）

ほかにございますか。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

9番・永並啓です。

イノベーションとよのを代表し、討論をさせていただきます。

まずあの加速化交付金。もう本当に残念で仕方がない。各日本全国の自治体が今年度地方創生のもとに人口増加、地域活性化に邁進している中での不採択。ビジョンがない町。私が考えるに、これはもうひとえに豊能町のビジョンがない。交付金があるために一夜漬けでつくった施策だから僕は却下されたんだと思ってますよ。やはりビジョンがない町の、非常にこれほど残念なことはありません。

そしてダイオキシンの特別交付税。本当に僕、処理できて万歳としたいんですよ。これでようやく豊能町からダイオキシンがなくなったと。もう全国に言って回りたい。でもやっぱり町長からそういった報告ないんですよ。この議会って処理して初めての公の議会なんですよ。そこの挨拶でも全く触れられないんですよ。長年の懸案事項がようやく解決したにもかかわらずです。町長の性格からして、ちょっとしたことでも報告されるんです。今回の挨拶でもバスのこととかいろいろ報告してましたよね。住マイル助成のこともしてました。ちょっとしたことで、自分の成果はすごい報告される方が、なぜかダイオキシンを処理したすごいことなのに報告されないんです。何かあると疑念抱かざるを得ないんですよ。福岡議員の討論でもありましたけど、本当に私が知りたいのは、本当に処理されたかどうかなんです。気になるのは、まだ処理できなくて、処理されてなくて、どこかで放置されてると。何か数年後に山の中からドラム缶見つかりました。ふた開けてみると豊能町のダイオキシンでした。こんなことがあってはいかんですよ。それと、今までは処理する場合はその処理先の地域の方たちは知ることができたんです。知る権利があったんですよ。それを今回は、処理する、処理するということで知らされてもない。いずれこれわかることなんですよ。そのときに知った住民、どう思うでしょうか。怒ると思いますよ。どこで処理したかはわからないけど、他市町村に住んでいる人に聞きましたよ。四、五人ですけどね。そんなんしたら逆に豊能町のイメージダウンになるよと言われた方もいます。そして九州の友人なんかは、そんなこっちは震災でいろいろなところから協力もらってるのに、そんな人でなしみたいなことするのかと怒

ってましたよ。大阪市内の人からは、だから町はレベルが低いねんと、ふんという感じで笑われましたよ。処理して本当に豊能町をいい方向に向かわせるためにPRしていきたいにもかかわらずですよ。私だってもうずっと前から処理をするべきだと言ってきました。でもそれは正々堂々ですよ。そんなこそくな手段を使って処理する、周りの自治体の住民の皆さんに迷惑をかけて処理するようなひきょうな人間にはなりたくないんですよ。皆さん本当にお願いします。そして今回、こんな不透明な状態で認めるということは議会のあり方、存在意義が本当に問われますよ。ぜひともこの案件につきましては承認されないでいただきたい。反対、それを、以上をもって反対討論とさせていただきます。

○副議長（高橋充徳君）

ほかに討論ございますか。

西岡議員。

○13番（西岡義克君）

西岡でございます。今回の専決第2号、平成27年度豊能町一般会計補正予算、予算書について反対討論をさせていただきます。

この中で特別交付税についてでありますけども、まずダイオキシン問題は長年の懸案事項でありまして、しかも早い処理を全町民が望んでいるところでございます。処理をされているということでございますが、相手先と処理場が示されていないということは処理をされていないと同様であります。また、大阪府の報告ができないということは、大阪府の一員としての責務が果たしていないということでございます。また、町長は施設組合を盾に、いわば隠れみのにして逃げたいわけでありまして、ダイオキシン問題は豊能町が処理したと、ほとんどの議員さんが思っていると思います。

豊能町の税金で処理をしたということでございます。決して施設組合がやったということではないわけでありまして。そしてその支払い先、処分場所が明らかにされていないということは、住民に対する背任行為でございます。今回のことは、豊能町が処理したということにおきましては、豊能町行政にもまた豊能町議会にも大きな責任があると、各議員、行政は認識しなければなりません。答弁で町長は法的責任はないと言われましたが、これは後ほどわかることではありますが、その上に道義的な責任をも持たないというふうなことを言われております。そんな町長は、町民にとっては、ダイオキシンではありませんが猛毒であります。我々、今回、町議会議員が住民のために一つになって、住民を守る立場で、本専決処分は否決しなければならないと思っております。常識ある議員の反対の賛同をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（高橋充徳君）

ほかに討論ございますか。

高尾議員。

○12番（高尾靖子君）

専決第2号、平成27年度一般会計補正予算について反対の討論をいたします。

この中で、昨日からダイオキシンの処理がされたかどうかについて、施設組合の議員としても報告してまいりましたけれども、この豊能町における特別交付税の中身についてどういう使い方をされたのかという中身でございますが、明確に御答弁されない、また、資料の提供、不十分な説明、そういうことで、このままでは地方自治体としての役割は果たしているとは思えません。そのことについて、この専決第2号は承認できないということで討論をいたします。

以上です。反対討論をいたします。

○副議長（高橋充徳君）

井川議員。

○5番（井川佳子君）

5番・井川でございます。

私、第2号承認について賛成の討論をさせていただきます。

私、施設組合の議員でもあります。今そこでは内部監査ということで監査を進めているところではありますが、今こういう状態で出てきている、それはやはり豊能町の議員として、丸かペケかをここでいうべきであります。私は賛成です。施設組合の議員の意見交換会の中でも、管理者あるいは田中町長は処理はできましたと宣言してくださいました。それについての支出も認めたとということで、会計管理者からも説明を聞いております。ただ、その処理先はやはりその業者との約束があり今は言えませんでしたというお答えでした。でも私、言いました。それでは住民も私たちも納得できませんよ。なので、どうかその業者の方とお話になって、そして開示できるようにしてくださいってお願いしましたら、今はできないけれども必ずそれは実行しますと、私に、私じゃない、私たち環境施設組合の議員に約束してくださいました。

（発言する者あり）

○5番（井川佳子君）

それと、副町長がどれだけ頑張って私たちの町民のためにしてくださいましたかということ、やはり私は重く見ないといけません。今、わからないからと言って、この専決処分を承認しないということは、皆さんいかがでしょう。もうちょっと冷静になって考えていただきたいと思っております。私は賛成いたします。

（発言する者あり）

○副議長（高橋充徳君）

ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(高橋充徳君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(少数起立1:11)

○副議長(高橋充徳君)

起立少数であります。

よって、第2号承認は、承認しないことに決定しました。

次に、日程第8「第3号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長(木田正裕君)

それでは、第3号承認、専決処分事項の承認を求める件(平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算)につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、国保会計を経由して国保診療所へ交付される特別調整交付金が、交付率の見直しにより予算額を超えて交付されることから補正をするもので、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4回)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ409万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億5,376万4,000円とするものでございます。

それでは歳出から説明をいたします。6ページをお開きください。

国民健康保険運営事業でございますが、特別調整交付金を財源とする国保診療所への繰出金について、交付金の確定により予算を超える額を増額したものでございます。

続きまして歳入でございますが、5ページをお開きください。

特別調整交付金409万1,000円は、先ほどの繰出金の財源とするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○副議長(高橋充徳君)

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○副議長(高橋充徳君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○副議長(高橋充徳君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(高橋充徳君)

起立全員であります。

よって、第3号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9「第4号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長(木田正裕君)

第4号承認、専決処分事項の承認を求める件(平成27年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算)につきまして、提案の理由を説明させていただきます。

す。

今回の補正につきましては、国保会計から繰入金が予算を超えること、及び最終的な赤字補填のための一般会計からの繰入金を歳入の財源振替補正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、歳入のみの説明になりますが、お手元の補正予算書の5ページをお開き願います。

下段の繰入金の一般会計繰入金850万円は赤字補填のため、特別会計繰入金409万1,000円は僻地直営診療所の運営費が多額であることにより、国から交付される特別調整交付金を国保会計から繰り入れるものでございますが、交付金の見直しにより国保会計で増額された金額を増額し、財源調整として上段の診療収入から同額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○副議長（高橋充徳君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立11：1）

○副議長（高橋充徳君）

起立多数であります。

よって、第4号承認は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10「第5号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、御説明申し上げます。

議案となりました第5号承認、専決処分事項の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

平成27年度豊能町下水道事業特別会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,830万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,166万9,000円とするものでございます。

第2条で、地方債の補正は、3ページの「第2表 地方債補正」によるものでございます。地方債の補正は事業の確定によるもので、限度額を4,020万円から2,440万円に変更するものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。8ページをお開きください。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費で160万円を減額するものでございます。公課費で消費税額が確定したことによるものでございます。

目2・下水道維持管理費で690万円を減額するものでございます。これは、人件費や事業確定により不用額を減額するものでございます。

9ページをお開き願います。

款1・下水道費、項2・下水道整備費、

目1・下水道整備費で1,980万円を減額するものでございます。これも、事業費確定により工事請負費や負担金を減額するものでございます。

続きまして歳入の御説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で850万円と、項3・基金繰入金、目1・下水道建設基金繰入金400万円を減額するものでございます。これは、事業費確定によるものでございます。

7ページをお開き願います。

款8・町債、項1・町債、目1・下水道債で1,580万円を減額するものでございます。これも事業費確定によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（高橋充徳君）

これより本件に対する質疑を行います。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

野村です。

これ、質問がぼけてたらごめんなさいね。先に謝ります。

何が聞きたいかという、上水、下水というものが本来一体化でしたね。それが広域していくんですよね。下水についても実は集金業務を、要は町のほうでやっておった、要は水道局でやっておったわけですけど、この繰入金が要は減った要因というのは、例えば住民がこれ減っていることも例えば起因しているのですか。

○副議長（高橋充徳君）

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

お答えいたします。

一般会計からの繰入金につきまして、減

額しておる理由といたしましては、事業費が相対的に減ってきているということで、その事業費に見合う分が減額されてるということで、人口減少による減額ではございません。

○副議長（高橋充徳君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

では、そのあたりはその担当課のほうでの努力で、人口減ったことは影響せずには運営をしている、これ努力の分であるというふうに考えてよろしいですか。

○副議長（高橋充徳君）

答弁を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

お答えいたします。

事業費につきましてはいろいろな事業がございますけども、それに対しまして少しでもコスト削減を図りたくいろいろと、一つの契約にやってみるとか、直営でできるものは直営ですとかいうことで経費削減しているということで、一般会計からの繰入金も少し減少しているというように考えております。

以上です。

○副議長（高橋充徳君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

上水のほうは、要は集金する業務の中で上水と下水が一緒だからお伺いしますが、要は上水は広域へ移りました。下水のほうは引き続き、要は町のほうで集金業務等をしていくわけですね。こういったものがやはり、ようさん、予算というか事業費になっていくわけですね。このあたりの徴収については、いわゆる不払い等についても下水で引き続き維持していくには、要はそこをやっていくわけですね。下水のほう

の集金は町としてやっていくんですよね。
そのあたりについての、今、未払い等の現
状はどうなっていますか。

○副議長（高橋充徳君）

答弁を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

徴収業務でございますけども、水道の検
針業務に合わせてその水量により下水道料
金を徴収していると。一部の場所によりま
しては人口によるものもございまして、
水道の検針により徴収してるといのが全
体的であります。その中で、水道が今検討
してます企業団との統合によりまして下水
道が分離することになると思います。その
中で分離された場合、徴収につきましては
今までと同じような方向で水道の検針によ
り徴収をするというような方向性がある一
定示されております。ただ、今度は滞納整
理については水道と下水では債権が違いま
すので、その取り扱いについては検討する
ということになっておりますけども、今の
ところ同じように水道のほうで滞納整理が
できるような方向性を見出したいと検討し
ているのが今の現状です。

それと滞納金につきましては、徴収率で
すね。どんどん職員頑張ってくれてます
んで、滞納というのはほとんどなくなってき
てると。今回、不納欠損額につきましても
数万円ということで、行方不明の方とい
うことに限定してなってきたような状況
で、おられる方につきましては古いのでも
分割納付ということをお願いして入れてい
ただいているのが今の現状でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋充徳君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛
成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（高橋充徳君）

起立全員であります。

よって、第5号承認は、原案のとおり承
認することに決定いたしました。

日程第11「第6号承認 専決処分事項
の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、議題となりました第6号承認、
専決処分事項の承認を求める件につきまし
て御説明申し上げます。

平成27年度豊能町生活排水処理事業特
別会計補正予算につきまして、地方自治法
第179条第1項の規定により、平成28
年3月31日付で専決処分をいたしました
ので、同条第3項の規定により報告し、議
会の承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額か
らそれぞれ383万1,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,178万5,
000円とするものでございます。

歳出より御説明を申し上げます。6ペー
ジをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道整備費、
目1・下水道整備費で383万1,000円
を減額するものでございます。これは、当
初、合併浄化槽の設置を予定しておいま
したが、申し込みがなかったことから減額す

るものでございます。

次に、歳入の御説明を申し上げます。5ページをお開き願います。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・下水道分担金で38万3,000円を減額するものであります。

続きまして、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で344万8,000円を減額するものでございます。これらは、歳出で御説明いたしました合併浄化槽の設置申し込みがなかったことから減額するものでございます。

説明は以上でございます。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（高橋充徳君）

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（高橋充徳君）

起立全員であります。

よって、第6号承認は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12「第23号議案 豊能町教育委員会の委員の数を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第23号議案、豊能町教育委員会の委員

の数を定める条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき、豊能町教育委員会の委員の数を定めるものでございます。

条例の内容でございますが、次のページをお願いいたします。

豊能町教育委員会の委員の数は、町長が必要と認めるときは、法定よりも1人ふやし、5人とすることができると定めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（高橋充徳君）

日程第13「第24号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第24号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成28年度豊能町一般会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、予算の総額に4,754万8,000円を増額し、総額を64億3,754万8,000円とするものでございます。

次に、第2条といたしまして繰越明許費でございますが、4ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、

町政40周年記念事業について、今年度中に事業を完了することができないため、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして債務負担行為の補正でございますが、5ページをお願いいたします。

「第3表 債務負担行為補正」に記載のとおり、情報セキュリティシステム強化対策事業及びLED照明導入促進事業について追加するものでございます。

次に、第4条といたしまして地方債の補正でございますが、6ページをお開き願います。

「第4表 地方債補正」に記載のとおり、公共土木施設災害復旧事業の財源措置として地方債を新たに発行するものでございます。

それでは、今回の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目6・企画費の4. 地域活性化事業でございますが、平成27年度の3月補正予算で措置いたしました地方創生加速化交付金につきまして、国からの交付決定がありましたので、平成27年度補正予算と重複する事業を減額するものでございます。

目9・電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますが、マイナンバー関連の事務負担金に係る費用を補正するものでございます。

次の4. 総合行政ネットワーク推進事業でございますが、国からの要請に従って情報セキュリティ対策の強化を行うものでございます。この事業につきましては、5ページで説明いたしました債務負担行為による事業でございます。

次に、目11・自治振興費の4. 自治会

運営支援事業でございますが、東ときわ台自治会館の改修に対し補助を行うものでございます。

14ページをお開き願います。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費の3. 農業振興事業と、次の15ページの款7・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費の2. 商工事務事業及び3. 観光事務事業でございますが、企画費の地域活性化事業と同様に地方創生加速化交付金の交付決定に伴い、平成27年度補正予算と重複する事業を減額するものでございます。

次に、款8・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路維持費の2. 交通安全施設整備事業及び16ページの項5・都市計画費、目3・公園費の2. 公園緑地街路樹等管理事業でございますが、いずれも国の補助金を活用し、街路灯及び公園灯のLED化を行うものでございます。この事業につきましても、5ページで説明いたしました債務負担行為による事業でございます。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の5. 学校教育充実事業でございますが、国や府の委託事業として道徳教育の推進や障害の特性に応じた教育内容の研究を行うものでございます。

17ページの款13・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・公共土木施設災害復旧費の1. 公共土木施設災害復旧事業については、町道門谷線の災害復旧工事を行うものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について申し上げます。

10ページへお戻り願います。

款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金でございますが、公共土木施設災害復旧事業に係る補助金でございます。

次に、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金の節１・企画費国庫補助金、目４・農林水産業費国庫補助金の節１・農業振興費国庫補助金、目５・商工費国庫補助金の節１・商工総務費国庫補助金でございますが、平成２７年度予算による地方創生加速化交付金の交付決定に伴い、地方創生推進交付金を減額補正するものでございます。

目１・総務費国庫補助金の節３・電子計算費国庫補助金の１．社会保障番号制度カード関連事務等国庫補助金は、マイナンバー関連事務に関する負担金に係る補助金でございます。

次の２．地方公共団体情報セキュリティ強化対策費国庫補助金は、情報セキュリティ強化対策事業に係る補助金でございます。

続きまして、１１ページの目６・土木費国庫補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費等国庫補助金でございますが、街路灯及び公園灯のＬＥＤ化に係る補助金でございます。

次に、項３・国庫委託金、目４・教育費国庫委託金でございますが、障害の特性に応じた教育内容の研究に係る委託金でございます。

次の款１５・府支出金、項３・府委託金、目３・教育費府委託金でございますが、道德教育の推進に係る委託金でございます。

１２ページをお開き願います。

款１８・繰入金、項１・基金繰入金、目１・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。

款２１・町債でございますが、６ページの第４表のところで申し上げたとおり、災害復旧債を発行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○副議長（高橋充徳君）

日程第１４「第２５号議案 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第２５号議案、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本件は、豊能町立吉川小学校耐震補強等整備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に規定する契約であることから、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、豊能町立吉川小学校耐震補強等整備工事。契約金額は１億２,５１３万５,２８０円。契約の相手方は、大阪府豊能郡豊能町余野１３９番地の１、株式会社大西建設、代表取締役大西久幸。契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。この入札の予定価格は税別で１億３,６３１万４,０００円で、最低制限価格は税別で１億１,５８６万６,０００円でございます。落札額は、最低制限価格と同額でございます。入札参加業者は２社で、落札率は８５．０％でございます。工期は、議会の議決日の翌日から平成２８年１１月３０日まででございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（高橋充徳君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

（発言する者あり）

○副議長（高橋充徳君）

川上議員。

○14番（川上 勲君）

先ほど否決になりました特別交付税につきまして、98条の1による事務検査権の行使を提案したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋充徳君）

ただいま、川上勲議員から「事務検査に関する決議案」についての動議がございました。動議には1人以上の賛成者が必要です。川上勲議員の動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（高橋充徳君）

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後0時15分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（高橋充徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま川上勲議員ほか1名から、「第4号議会議案 事務検査に関する決議案」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

異議なしと認めます。

よって第4号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第4号議会議案 事務検査に関する決議案の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

第4号議会議案、事務検査に関する決議案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成28年6月14日提出。

提出者、豊能町議会議員川上勲。賛成者、同、福岡邦彬。

事務検査に関する決議。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

1. 検査事項

（1）豊能郡環境施設組合への平成27年度予算執行に関する事項。

（2）中井前副町長の平成27年度出張旅費に関する事項。

2. 検査方法

（1）関係書類（報告書を含む）の提出を求める。

（2）検査は地方自治法第109条の規定により総務建設水道常任委員会に付託して行う。

3. 検査権限

本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を総務建設水道常任委員会に委任する。

4. 検査期限総務建設水道常任委員会は1に掲げる検査が終了するまで閉会中もお検査を行うことができる。

理由

豊能町から豊能郡環境施設組合に支払われた負担金の執行について明らかにされていない事。

また豊能町長である豊能郡環境施設組合管理者が、豊能町の副町長に豊能郡環境施設組合事務の出張を命令され、そのうえ豊能町の予算を使用して出張旅費を執行された事。

○副議長（高橋充徳君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋充徳君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数 11 : 1）

○副議長（高橋充徳君）

起立多数であります。

よって、第4号議会議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、6月15日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後1時08分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 1 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 第 2 号報告 平成 27 年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 3 号報告 平成 27 年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件
- 第 1 号承認 専決処分事項の承認を求める件（豊能町国民健康保険税条例改正の件）
- 第 2 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 27 年度豊能町一般会計補正予算）
- 第 3 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算）
- 第 4 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算）
- 第 5 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 27 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算）
- 第 6 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 27 年度豊能町生活排水処理事業特別会計補正予算）
- 第 23 号議案 豊能町教育委員会の委員の数を定める条例制定の件
- 第 24 号議案 平成 28 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 25 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 4 号議会議案 事務検査に関する決議案

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

副議長

署名議員 5 番

同 6 番